富国生命健康保険組合

健保ニュース

冬 2017

平成 28 年度決算

実質的な平成28年度の経常収支は▲2,817万円の赤字となりました(法定準備金からの繰入金を除く)。

収入面では保険料収入が前年度から横ばいとなる一方で、支出面では、主に医療機関への支払い等にあたる保険給付費や高齢者医療等への各種納付金の増加で、対前年度伸展率は103.6%となり、経常収支が悪化しました(詳細は2～3ページをご覧ください)。

富国生命との共同事業でコラボヘルスを推進！

超高齢社会となった日本の企業では、従業員の平均年齢の上昇によって、生活習慣病等の疾病リスクが増加しています。同時に体調不良による労働生産性の低下も懸念されます。

このような状況の中で、富国生命では「人づくり基本方針」のもとで役職員の健康づくりを会社が積極的に支援する意思表示として『フコク生命「健康づくり」宣言』を10月に公表しました。

さらに今後、役職員の健康保持・増進を共通の目的として、健保組合と会社との連携(コラボヘルス)を一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施するため、健診結果等の情報を健保組合と会社で共有・活用することとなりますので、お知らせいたします。

※コラボヘルスとは、健保組合と事業主(会社)が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもとで、加入者(従業員とご家族)の**予防・健康づくり**を効率的・効果的に実行することをいい、健康寿命の延伸や医療費適正化のために国が強力に進める政策の一環です。

事業目的および内容

生活習慣病予防を目的に以下の3つの事業を実施します。

①定期健診結果および健康リスク保有者データの共有による健康指導
②高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
③加入者の健康状態に応じた健康情報の発信とインセンティブ事業

事業の詳細や共同利用するデータの範囲につきましては、別途、被保険者の皆様に「お知らせ」文書を配布させていただきます。

※生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣が発症原因と深く関与している疾病の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等が該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、医療費にも大きな影響を与えています。これらの疾病は生活習慣の見直しや早期発見により発症を抑制することが可能です。

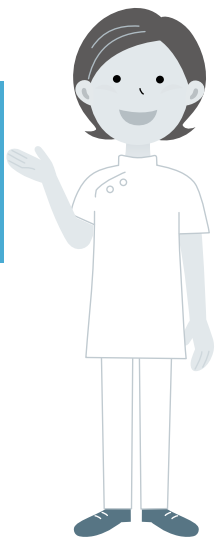

平成28年度 決算のご報告

一般勘定

●収　入

（単位：千円，%）

科　目	金　額	前年度比
健康保険料収入	5,037,467	99.1
財政調整事業交付金	73,985	117.0
国庫補助金	6,532	217.4
雑収入等	5,202	40.8
法定準備金繰入	180,000	360.0
収入合計	**5,303,186**	**101.8**

●支　出

科　目	金　額	前年度比
事務費	36,665	85.4
法定給付費	2,860,252	103.9
付加給付費	33,274	111.6
前期高齢者納付金	1,035,801	114.6
後期高齢者支援金	995,993	98.3
その他拠出金	62,342	
財政調整事業拠出金	61,883	96.6
保健事業費	62,595	101.3
その他	2,557	
支出合計	**5,151,362**	**103.6**

収支残	＋151,824
単年度収支	▲28,176

解説

収入の大部分を占める保険料収入は、平均被保険者数がほぼ横ばいとなり、保険料率も100‰を維持したため、前年度並みの50億3,746万円となりました。また、支出増加を見込んで法定準備金から1億8,000万円を繰り入れた結果、収入合計は53億318万円となりました。

支出では、医療機関への支払いや出産一時金、病気等で休業した方の収入補填などの法定給付費が28億6,025万円となり、前年度から3.9%増加しました。また、保険者間での高齢者の偏在による医療費負担を調整する納付金等が継続して増加しており、当年度は合計で20億9,413万円となりました。また、生活習慣病等の予防を目的とした保健事業費に6,259万円を支出しました。その結果、支出合計は51億5,136万円となり、前年度から3.6%増加しました。

以上により収支残は1億5,182万円の黒字となりましたが、法定準備金繰入を除いた単年度収支は2,817万円の赤字となりました。

収支残金は、財政調整事業繰越金18万円を除き、すべて法定準備金に積み立てました。

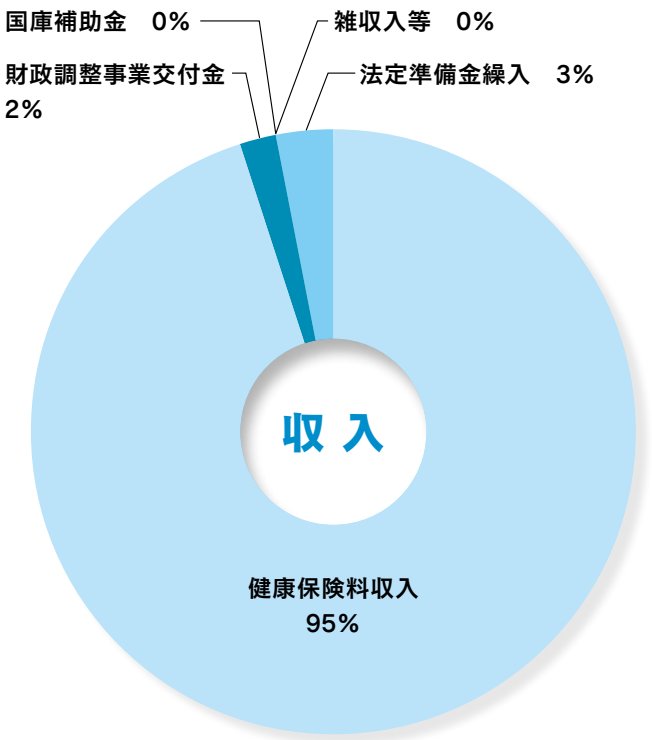

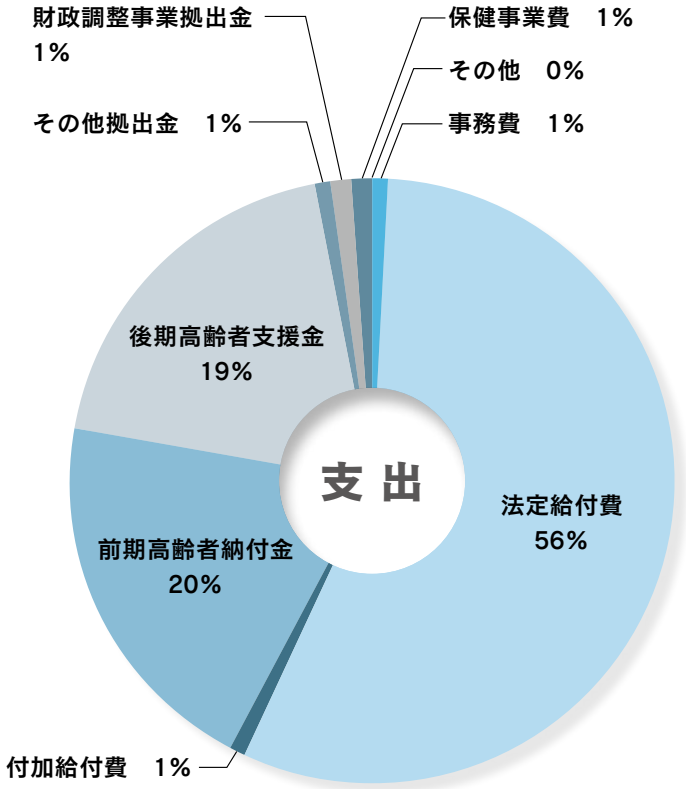

富国生命健康保険組合の平成 28 年度収入支出決算および剰余金処分案が、
7 月 19 日に開催された第 171 回組合会で承認、決定されましたので概要をご報告いたします。

介護勘定

●収　入

（単位：千円 ,%）

科目	金額	前年度比
介護保険収入	485,750	98.0
繰越金	20,000	−
雑収入等	1	
収入合計	505,751	102.0

●支　出

科目	金額	前年度比
介護納付金	496,996	107.1
その他	11	
支出合計	497,007	107.1

収支残	＋ 8,744
単年度収支	▲ 11,256

解説

介護保険収入は、保険料納付義務者である40歳～ 64歳の被保険者数減少等により前年度から2%減少し4億8,575万円となりました。支出である介護納付金が増加することが予想されていたため、27年度の介護勘定収支残金から2,000万円を当年度収入に繰り越した結果、収入合計は5億575万円となりました。

支出では国が定める一人当たり介護納付金が増加したため、支出合計では前年度から7.1%増加し4億9,700万円となりました。

以上により収支残は874万円の黒字となりましたが、繰越金を除いた単年度収支は1,125万円の赤字となりました。収支残金はすべて法定準備金に積み立てました。

法定準備金の推移

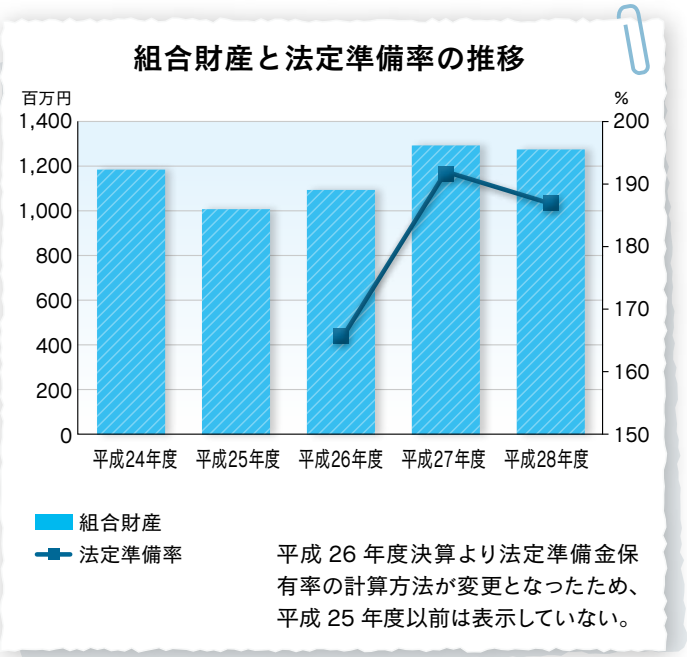

平成 26 年度決算より法定準備金保有率の計算方法が変更となったため、平成 25 年度以前は表示していない。

（単位：円 ,%）

	組合財産	法定準備率
平成 24 年度	1,184,467,582	−
平成 25 年度	1,007,715,942	−
平成 26 年度	1,093,679,840	165.26
平成 27 年度	1,292,461,788	192.42
平成 28 年度	1,274,566,698	187.25

解説

法定準備金の保有率とは、[保険給付費の2カ月分] [一般勘定納付金の1カ月分] [介護納付金の1カ月分]の合計金額を基準として、組合財産がどの程度あるかを示したもので、最低ラインは100%となっています。平成28年度決算時の法定準備金の最低所要額は6億8,070万円ですが、決して余裕のある水準ではありません。

なお、当組合では別途積立金を保有していません。

最後に

平成 29 年度も保険給付費が増加傾向を続け、納付金も急増するため健康保険料率を110‰に引き上げさせていただきました。健保組合としては今後とも皆さんの健康管理に役立つよう予防を中心とした保健事業を展開していきます。

平成29年分の確定申告から

医療費控除の詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください

医療費控除に医療費通知が使えるようになります

税制改正により、平成 29 年分の確定申告から、医療費控除の申告手続きが、従来の領収書を添付する方式から、「医療費控除の明細書」（以下、「明細書」）を添付する方式に変わりました。

健保組合が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を医療費の明細書として使えるようになり、また医療費通知記載分については領収書の保管が不要になります。

➡主な変更点

	申告時の添付書類	医療費通知の使用	領収書の５年間保管義務	
従　来	領収書	×	――（提出）	
平成29年分の確定申告から	**明細書※**	○ **（明細書の代用として）**	明細書での申告分	あり
			医療費通知での申告分	**なし**

※ 平成 31 年分の確定申告までは経過措置として従来の領収書による申告も可能です。

健保組合からの「医療費通知（医療費のお知らせ）」の送付について

当健保組合からの医療費通知は、従来「医療費のお知らせ」として３カ月ごとに送付していましたが、この税制改正を受け、次のように変更します。

平成 29 年分

１月から 11 月診療分の医療費を表示した「年間医療費のお知らせ」を 30 年２月中旬頃に送付します。

※３カ月ごとに送付していた「医療費のお知らせ」の送付を中止し、この通知に変更します（平成 29 年１月から３月分は送付済です）。

平成 30 年分以降

「前年12月から５月診療分」、「６月から11月診療分」の各６カ月分の医療費を表示した「医療費のお知らせ」をそれぞれ８月中旬頃と翌年２月中旬頃に送付します。

注 意　医療機関から健保組合への請求のタイミングによっては、医療費通知に掲載できないものもあります。特に 12 月診療分は確定申告時期の送付には間に合いません。医療費通知による申告を予定している場合でも、医療機関を受診した際の領収書は大切に保管願います。

また、医療費通知に掲載されていない診療分をご自身で明細書を作成して申告した場合は、その領収書は申告後５年間の保管が必要です。

確定申告に「医療費通知」を使う場合の注意点

医療費通知の原本を添付してください

医療費通知を明細書に添付する場合は、原本を添付する必要があります。医療費通知を受け取ったら、紛失しないように大切に保管してください。

医療費通知に反映されない医療費があります

市販薬の購入費用や自費診療分の医療費のほか、医療機関からの請求遅れ分、発行月の関係で医療費通知に反映できない医療費があります。医療費通知に記載のない医療費（12 月診療分）等については、領収書に基づいて明細書に記入し、申告書に添付します※。

※この場合、領収書を５年間保管する必要があります。

負担額が異なる場合は訂正してください

公費による助成等があり、自己負担額が医療費通知に記載されている額と異なる場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。

●実際の負担額が異なる場合の例

公費負担医療、自治体の医療費助成、減額査定、高額療養費、高額介護合算療養費、生命保険の給付金など

そもそも医療費控除って何？

１月～12 月までの１年間に医療機関等で自己負担した医療費が 10 万円※を超えたとき、税務署に申告することで、超過分が課税所得額から控除され税金が還付される制度です。なお、医療費控除など還付申告のみの場合は、翌年１月から申告できます。

医療費控除額（上限200万円） ＝ １年間の医療費の自己負担額 － 保険金等で補てんされる額 － 10 万円※

※総所得金額等が 200 万円未満の人は、総所得金額等の５％

●医療費控除の対象となる医療費の例（生計を同じくする家族分も合算できます）

医療機関に支払った治療費、医薬品代、入院時食事療養や生活療養にかかる本人負担額、通院費用、妊婦健診・出産費用、治療のための鍼灸・マッサージ・柔道整復師の費用、介護保険制度に基づく一定の施設および住宅サービス費用　など

セルフメディケーション税制による医療費控除とこの医療費控除は併用できません。

健保ニュース　2017年12月発行　富国生命健康保険組合　東京都千代田区内幸町2-2-2